

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 鹿児島県曾於郡大崎町菱田1218-48

氏名 そおりサイクルセンター
代表取締役 宮地 光弘
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

第7条第1項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第2項 の許可を受けた者で

第7条の2第1項

あることを証する。

曾於市長 竹田 正博



許可年月日	令和8年2月16日
許可の有効期限	令和10年2月15日
業種	一般廃棄物収集運搬業
取り扱う一般廃棄物の種類	可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・生ごみ・脱水汚泥・粗大ごみ・事業系一般廃棄物
許可の条件	1. 許可証は他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 2. 許可証は事務所の事務室等の見やすい場所に表示すること。 3. 作業の安全確保に十分留意し、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源物の分別を徹底し資源は再資源化すること。 4. 運搬車、機材、施設は常に清潔を保持し、悪臭汚水等により周辺環境に悪影響を及ぼさないように衛生的に管理すること。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 鹿児島県曾於郡大崎町菱田1218番地48

有限会社そおりサイクルセンター

氏名 代表取締役 宮地 光弘 様

(名称及び代表者名)

日南市長 高橋 透



令和7年3月12日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により次のとおり許可する。

取り扱う一般廃棄物の種類	廃プラスチック
区域	日南市
許可の有効期間	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
許可の条件 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、日南市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例及び同規則、その他の関係法令を遵守すること。 2 許可証を譲渡、又は貸与しないこと。 3 収集運搬車両には、「業者名」と「一般廃棄物 日南市指令美第47号」の文字を記載すること。 4 その他、市長の指示する事項を遵守すること。	